

警報発令時における判断について

- 「名古屋市」、「愛知県全域」、「愛知県西部」、「尾張東部」に「暴風」、「暴風雪」、「特別」警報が発令された場合の対応

<自宅出発前>

- (1) 午前6時までに警報が解除されたときは平常通りデイケアを営業します。
- (2) 午前6時の時点で発令中のときは、営業を中止とします。自宅で待機します。
- (3) 午前6時から午前11時までに警報が解除されたときは、施設管理者（事務長）判断とし、時間を遅らしての利用とするか中止とするかを決めます。
- (4) 午前11時を過ぎても警報が解除されない時は営業を中止とします。
- (5) 送迎途中で警報が出たことを知ったときは、原則としてすぐ送迎を中止し帰宅させます。
- (6) 警報が解除されても保護者が危険であると判断した場合は、利用を見合わせてください。ただし、必ず施設（052-878-9811）へご連絡ください。

<通所・デイケア中>

デイケアを中止し、状況を見ながら送迎ルート of 道路状況が安全か確認したうえで、速やかに施設送迎にて帰宅させます。ただし、気象状況によっては、施設に一時待機させる場合があります。

- ※ 前日より台風等の接近で、警報発令が前日から予想される場合は、ICT委員会及び施設管理者（事務長）の指示に基づき、翌日のデイケアを見合わせるかを決定します。

- 大雨・洪水・大雪警報が発令された場合の対応

<自宅出発前>

- (1) 原則としてデイケアを営業します。ただし、状況に応じて営業を見合わせる場合があります。
- (2) ご自宅の状況に応じてご家族が危険であると判断した場合は、利用を見合わせてください。ただし、必ず施設（052-878-9811）へご連絡ください。

<通所・デイケア中>

緑区・豊明に避難勧告が発令されている場合、施設にて待機頂いた上ご家族来所の元引き渡します。ご家族の来所ができない場合においては16時まで施設にて待機頂き送迎車にてご帰宅頂きます。

- 南海トラフ地震に関する情報発表時の対応

- (1) 出発前・在宅時に発表されたとき
 - ① 特に施設から連絡がない限り、営業します。
 - ② 施設設備にも影響なく、道路状況も問題なければ通常営業します。

(1) デイケア営業中に発表されたとき

① 利用者のご家族様へご連絡します。

② 状況によっては、ご家族様にご来所頂頂いたうえ帰宅させます。

(2) 送迎中に発表されたとき

① 送迎中に発表されたときには、原則としてそのまま送迎をし、道路状況と被害状況に合わせて対応します。

② 帰宅送迎途中に発表された場合には、そのまま帰宅させます。ご自宅の状況や道路状況に応じて対応します。